

議案第 4 8 号	三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	地方税法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【関係法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号） 平成 2 5 年 3 月 3 0 日 公布 平成 2 7 年 1 月 1 日 施行</p> <p>【改正内容】</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、助成の対象である重度障害者について規定している三田市老人等医療費の助成に関する条例第 3 条第 1 項第 2 号において、引用法令である「地方税法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」が「地方税法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に繰り下げられたため、同条例を法律に従って改正する。</p> <p>地方税法附則第 5 条の 4 の 2 第 4 項に個人住民税からの控除の拡充規定が新設されたことにより、繰り下げられた。</p> <p>(参考；地方税法附則第 5 条の 4 の 2 第 4 項)</p> <p>道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成 26 年から平成 29 年までであつて、かつ、租税特別措置法第 41 条第 3 項第 2 号に規定する特定取得に該当する同条第 1 項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 2」とあるのは「100 分の 2・8」と、「39,000 円」とあるのは「54,600 円」とする。</p>	